

分野	番号	事業名	概 要	担当課	R7予算額	(単位：千円)		
						財源		
						国	県	その他
	1	医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センター」を設置して各種相談に応じるとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行うことにより、医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。 (1) 医療的ケア児等支援センター設置事業 医療的ケア児に関する相談、関係機関との連携・調整、コーディネーター養成研修等人材育成に対応するセンターを設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。 (2) 医療的ケア児等に係る人材確保事業 重症心身障がい児及び医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開すること、障がい福祉分野の人材確保を図る。 (3) 医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業 医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、県内で医療的ケア児等の在宅支援に関わる事業所職員等を対象に、医療的ケアの技能・NICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。 (4) 医療的ケア児に係る訪問看護育成支援事業 医療的ケア児の訪問看護を行う際に、経験の少ない他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助し、医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。 補助単価：参加側（看護師1名ごと）、受入側とも1.1万円/回 (5) NICUからの地域移行支援事業 新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。 (6) 医療的ケアを要する小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業 医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。 (7) 医療型ショートステイ支援事業 医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が増加傾向にあり、希望に沿った利用ができない状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。 (8) 医療的ケア児等の送迎支援事業 医療的ケア児等の受診時等に移動のため使用する大型の福祉タクシー車両等が十分でないため、事業者に購入費用等を補助する。また、家族にとって大きな経済的負担となっている移動経費（タクシー代、付き添い看護師に係る経費）について助成する。	子ども発達支援課	68,128	一部1/2	1/2又は単県	—
	2	重い障がいのある子ども等の在宅生活支援事業	重い障がいのある子ども等の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村への補助や、在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。 (1) 障がい児者在宅生活支援事業 ①施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。（県1/2、市町村1/2） ②家庭外看護師派遣支援事業 日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3） ③エアーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレスのレンタル経費を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3） ④要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。（県1/2、市町村1/2） ⑤要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。（県1/2、市町村1/2） ⑥重度障がい児者地域移行推進事業 入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。（県1/2、市町村又は本人1/2） ⑦入院時付添依頼助成事業 常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外の方に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3） ⑧家庭内排泄補助装置助成事業 常時又は随時排泄が必要な重度身体障がい児者等に排泄補助装置のリース料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3） ⑨身体障害者手帳交付対象外の聴聴児への補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な聴聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3） (2) 地域療育支援事業 在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。	子ども発達支援課	13,894	—	単県	—
	3	子ども発達支援課管理運営費（障がい児者事業所職員等研修事業）	重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。	子ども発達支援課	241	—	単県	—
	4	障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業	複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しており、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。	障がい福祉課	3,000	—	単県	—
	5	重度障がい児者支援事業	重度障がい児者等がより地域で生活しやすくなるため、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行うほか、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する。 (1) 重度障がい児者日中支援事業（県1/2、市町村1/2） 生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 (2) 「鳥取県型（要医療的ケア児者支援特化型）生活介護事業所」運営支援事業（県1/2、市町村1/2） 生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 (3) 在宅重度障がい児者等支援体制強化事業（県1/2、市町村1/2） 訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度（基本報酬は時間区分のみによって単価設定）となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時（運転時）についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。 (4) 医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業（県1/2、市町村1/2） 指定基準上必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置し、医療的なケアを必要とする重度障がい者に医療的ケアを含む手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。 (5) たん吸引研修等受講奨励金交付事業 たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。	障がい福祉課	60,046	—	単県	—
	6	鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設整備事業	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者及び強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。（鳥取県社会福祉施設等施設整備事業の県負担額を上限とする）	障がい福祉課	23,527	—	単県	—
	7	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う（補助率：サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額（国2/3、県1/3） ※財力指数に応じた減率あり）	障がい福祉課	119,092	2/3	1/3	—

分野	番号	事業名	概 要	担当課	R7予算額	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	8	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業	特定の者（障がい者等）に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。		1,733	—	—	基金
	9	難病等医療費助成事業	指定難病（348疾患）患者に対して医療費の一部を公費負担する。		988,873	1/2	1/2	—
	10	難病患者療養支援事業	難病患者に対する受入病院の確保を図ると共に、患者及びその家族等に対する相談支援や在宅療養支援を行う。 （１）難病患者地域支援対策推進事業 難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会、保健師等による訪問指導（診療）・訪問相談を実施する。 （２）在宅難病患者一時入院事業 常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行う病床を確保し、医療機関に受入れを委託する。 （３）在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を使用する難病の患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。 （４）指定難病患者の福祉・就労等の円滑な支援に資するため、指定難病に罹患していることを証明する「登録者証」の発行を開始する。	健康政策課	15,227	1/2	1/2	—
	11	難病相談・支援センター等設置委託	難病相談・支援センターを鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者・家族等からの相談を受け付けるとともに、研修会・サロンを開催し、患者団体に対する支援を行う。また、難病医療の提供体制の充実を図るため、鳥取県難病医療連絡協議会を鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者の療養先の確保、在宅患者の一時入院調整、在宅療養支援等を行う。		22,608	1/2	1/2	—
		難病フォーラム開催	難病に係る県民への理解を広げるため、難病フォーラムを開催する。		193	—	単県	—
	12	保育サービス多様化促進事業	各市町村が特別な支援が必要と認めた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費等を助成する市町村に補助を行う。 （１）障がい児保育事業（県１／２、市町村１／２、正規職員配置の場合は県１／３、市町村１／３、施設１／３） 各市町村が特別な支援が必要と認めた保育認定を受けている子どもに対して保育士等を配置する場合に助成 （２）医療的ケア児保育事業（国２／３、県１／６、市町村１／６） 各市町村が医療的ケア児のために看護職員等やその補助者を配置する場合等に助成	子育て王国課	180,482	2/3	1/6 又は 単県	—
	13	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。		96,840	1/2	1/2	—
	14	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具１８品目の給付に対して補助を行う。		512	1/2	1/2 又は 1/4	—
	15	小児慢性特定疾病交通費助成事業	県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、小児慢性特定疾病児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。		1,000	—	単県	—
	16	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等（以下「慢性疾病児童等」という。）の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。	家庭支援課	6,369	1/2	1/2	—
	17	鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業	小児慢性特定疾患児童が連続して６日以上入院する場合に、保護者が５泊以上病院に付き添いを行う際に要する費用の一部を助成する。		2,820	—	単県	—
	18	小さく生まれた赤ちゃんのための手帳作成事業	通常の母子手帳では成長・発達を記録できない早産等による低体重出産児用の手帳（リトルベビーハンドブック）を改訂、増刷する。		276	—		
	19	低出生体重児の相互支援促進に向けた啓発事業	低出生体重児（リトルベビー）とその家族と地域社会との相互理解を促進し、効果的な寄り添い支援を行うため啓発活動等を行う。		1,540	—	単県	—
教育	20	特別支援学校教職員人件費	常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。	教育人材開発課	人件費	1/3	2/3	—
	21	特別支援教育充実費（医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実）	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。 ・鳥取県公立学校における医療的ケア体制整備検討分科会の開催 ・学校看護師の保険加入		466	—	単県	—
	22	特別支援教育専門性向上事業（医療的ケア専門性向上事業）	（１）幼児児童生徒の教育を支える医療的ケアについて、基礎的な知識・理解や安全な手技の実施、呼吸や姿勢に関する日常的な支援事項等を研修し、充実した学校教育を実施できるようにする。 ・学校における医療的ケア連絡協議会（教職員、看護師対象） ・学校における医療的ケア看護師研修会（看護師対象） ・重症心身障がい児の摂食・嚥下研修（教職員、看護師対象） ・常勤看護師の県外研修派遣（１名） ・常勤看護師のWeb研修受講（２名） （２）多職種連携（看護師、教員、主治医等）体制及び各場面の助言、緊急時等の対応に係る研修など、学校における医療的ケア実施についての指導・助言を行うアドバイザーを派遣する。 ・鳥取県学校における医療的ケアアドバイザー派遣事業	特別支援教育課	1,736	—	単県	—

資料7



個別避難計画の概要について

令和7年度第1回鳥取県地域自立支援協議会
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会

鳥取県危機管理部消防防災課

1 避難行動要支援者名簿と個別避難計画

○避難行動時要支援者名簿とは

高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援や安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎となる名簿で、災害対策基本法に位置づけられています。 ※災害対策基本法第49条の10

【対象者】

要配慮者（高齢者や障がい者など）のうち、自ら避難することが困難で、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

【作成】

市町村が作成しておかなければならない（義務規定） ※鳥取県内19市町村で作成済

【記載内容】

氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号等連絡先・避難支援等が必要な理由等

1 避難行動要支援者名簿と個別避難計画

○避難行動時要支援者個別避難計画とは

高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画→**目的は避難を確保すること**

⇒☆**だれに連絡**するか

☆**どうやって逃げる**か

☆**どこに逃げる**か・**だれと逃げる**か

☆**何を持って逃げる**か



～東日本大震災の教訓から、「誰一人取り残さない防災」へ向けて～

災害時に大きな被害を受ける障がい者や高齢者など避難行動要支援者の「個別避難計画の作成」が市町村の努力義務と位置づけられました。 ※令和3年5月災害対策基本法改正
避難行動要支援者名簿に掲載された方のうち、優先度が高いとされる方の個別避難計画については、この法改正から概ね5年で定めることとされています。

1 避難行動要支援者名簿と個別避難計画

○避難行動時要支援者個別避難計画とは

☆災害が起きた時に逃げ遅れないで避難するための計画です。

☆災害時の安否確認や避難支援を実施するために、

市町村が定めた関係連絡先と避難のための情報を共有しておきます。

☆避難の支援をお約束するものではありません。

支援する人が被災するなど、支援が受けられない場合もあります。

☆自らの安全を確保するため、日頃から災害を想定した備えを
考えておきましょう。



2 個別避難計画作成の主な流れ(市町村担当課の動き)

- ① 計画様式の決定
- ② 計画作成の優先度に基づき、対象地区・対象者を決定
- ③ 要支援者へ計画作成に対する説明・同意の確認
- ④-1 計画作成開始(要支援者の情報収集等)
- ④-2 支援者、避難先、避難経路の決定
- ⑤ 計画完成



※本人への聞き取りに加え、ケアマネ、医療関係者、民生委員、消防・警察、自治会、市町村社協等に協力を仰ぐ。



2 個別避難計画作成の主な流れ(鳥取市申請様式)

様式第3号 (第6条関係)		令和 年 月 日	
避難行動要支援者個別避難計画作成申請書			
同意欄		地区名	
鳥取市長 様			
私は、平常時及び災害時に地域の支援を受けるため、下記【記入欄】の内容を個別避難計画とするとともに、その個別避難計画を地域の支援組織（自治会町内会、自主防犯会、地区社会福祉協議会、民生児童委員等で組織された団体）、支援者、警察並びに消防関係機関に提供することに同意します。			
（避難行動要支援者本人）		（代理人）※本人が記入できない場合は、こちらに記入してください。	
住所	鳥取市	住所	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	
		本人との関係	電話
記入欄 ※生年月日・性別は必須事項です。			
支援組織名 (自治会町内会)	住所	代表者 氏名	(電話)
避難行動要支援者本人情報	上記【同意欄】と同じ	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日 (歳)
電話		性別	男・女
FAX		家族構成	人数 (本人含む)
		血液型	型
緊急時連絡先	住所	(自宅・携帯・勤務先)	
	電話		
	氏名	続柄 ()	
家族・親戚などを記入してください。	住所	(自宅・携帯・勤務先)	
	電話		
	氏名	続柄 ()	
裏面も必ず記入してください。→			
区分	☐ ひとり暮らしの高齢者 ☐ 高齢者のみの世帯 ☐ 介護認定区分（要介護 〃 要支援 〃） ☐ 身体障害者手帳（ 〃 級） ☐ 療育手帳（ 〃 判定） ☐ 精神保健福祉手帳（ 〃 級） ☐ 緊急通報装置有 ☐ その他 ()		
※該当する□に○を記入してください。	※自治会で定められている避難場所を自治会役員等にお聞きください。		
予定避難場所	緊急避難場所 最終避難場所		
特記事項	※支援者等を知っておいて欲しい医療・保健・福祉サービス等について記入してください。 (例：〇〇障がい、車椅子が必要 など)		
かかりつけ医	医療機関名・医師名	住所	
	氏名	住所	鳥取市
	氏名	住所	鳥取市
	氏名	住所	鳥取市
	氏名	住所	鳥取市
	氏名	住所	鳥取市
この申請書に関する情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るもののほか、日ごろの支援活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したため、他に情報を流したりすることを禁止します。 鳥取市長			
問い合わせ先 福祉部 地域福祉課 電話 0857-30-8202 各総合支所 市民福祉課			

2 個別避難計画作成の主な流れ(米子市様式)

米子市避難行動要支援者個別避難計画			
本人情報	同意確認日		宛名番号
	氏名	フリガナ	
	生年月日		性別
	住所		電話 (FAX)
	認定等	☐ 介護保険の認定を受けている ☐ 身体障害者手帳を持っている ☐ 療育手帳を持っている ☐ 精神保健福祉手帳を持っている	【介護保険区分】 ☐ 障がい等 級: ☐ 障がいの程度: ☐ 障がい等 級: ☐ 障がいの程度:
	近衛時に 配慮すべき 事項	☐ 1 移動の動作を自分ですることができない、または難しい ☐ 2 聴覚に障がいがあり、聞こえない、または聞こえづらい ☐ 3 視覚に障がいがあり、見えない、または見えづらい ☐ 4 言葉や文字の理解ができない、または難しい ☐ 5 危険なことの判断ができない、または難しい ☐ 6 知人や家族の顔を識別することができない、または難しい ☐ 7 その他 ()	
	あてはまるもの 全てに添		
	緊急連絡先	フリガナ	電話番号 (FAX)
	氏名(団体名)		メールアドレス
	住所		本人との関係
緊急連絡先	フリガナ	電話番号 (FAX)	
氏名(団体名)		メールアドレス	
住所		本人との関係	
支援者	フリガナ	電話番号 (FAX)	
氏名(団体名)		メールアドレス	
住所		本人との関係	
支援者	フリガナ	電話番号 (FAX)	
氏名(団体名)		メールアドレス	
住所		本人との関係	
名 称 住 所 避難施設・避難場所情報 【地図・避難経路・避難方法などの注意すべき事項など】			
特記事項 【自宅で想定されるリスク、常備薬の有無など】			
<作成日> 2023 年〇月〇日			

○個別避難計画担当窓口 R7.4.1

市町村名	窓口	電話番号	市町村名	窓口	電話番号
鳥取市	福祉部地域福祉課	0857-30-8202	湯梨浜町	総務課	0858-35-3115
米子市	総合政策部地域振興課	0859-21-7471	琴浦町	総務課防災危機管理室	0858-52-2111
倉吉市	健康福祉部長寿社会課	0858-22-7851	北栄町	福祉課福祉支援室	0858-37-5852
	健康福祉部福祉課	0858-22-8118	日吉津村	福祉保健課	0859-27-5952
境港市	長寿社会課	0859-47-1039	大山町	総合福祉課	0859-54-5231
岩美町	総務課	0857-73-1411	南部町	総務課	0859-66-3112
若桜町	包括支援センター	0858-82-2209	伯耆町	総務課	0859-68-3111
智頭町	福祉課	0858-75-4102	日南町	総務課	0859-82-1111
八頭町	福祉課	0858-72-3586	日野町	健康福祉課	0859-72-0334
三朝町	総務課危機管理局	0858-43-3500	江府町	総務課	0859-75-2211

※境港市については、代表窓口となります。障がいの種別で担当課が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

○避難行動要支援者 R7.4.1

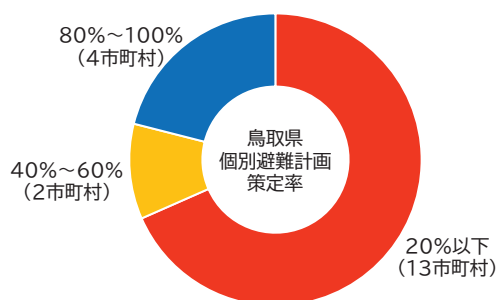
地域防災計画に定めている避難行動要支援者の範囲（避難行動要支援者名簿記載対象）								
市町村名	要介護度	身体障害	知的障害	精神障害	難病等	必要と認めた者	希望者	その他
鳥取市	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	1等級以上	○	○	○	
米子市	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	1等級以上		○	○	
倉吉市	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	1等級以上	○	○		自力で避難が困難な者
境港市	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	1等級以上	○			対象者と同様な状態と認められる者
岩美町	全て	全て	Bを含む	全て	○		○	
若桜町	全て	全て	Bを含む	全て	○		○	65歳以上全ての者
智頭町	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	1等級以上	○	○	○	
八頭町	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	1等級以上	○	○	○	
三朝町	要介護3以上	2等級以上	Bを含む	1等級以上	○	○	○	65歳以上高齢者のみの世帯
湯梨浜町	要介護3以上	3等級以上	Aのみ	全て	○		○	高齢者世帯のみの世帯
琴浦町	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	1等級以上			○	65歳以上独居及び65歳以上のみの世帯 対象者と同様な状態で避難支援が必要な者
北栄町	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	2等級以上	○	○	○	
日吉津村	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	1等級以上			○	要介護者、障がい者のいずれも在宅生活者に限る（施設入所者、長期入院患者を除く）
大山町	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	1等級以上	○	○	○	75歳以上独居
南部町	要介護3以上	全て	Aのみ	1等級以上				
伯耆町	要介護3以上	2等級以上	Aのみ	全て		○	○	高齢者独居（日中のみも含む） 高齢者のみで構成される世帯の者
日南町	要介護1以上	2等級以上	Bを含む	全て	○	○	○	
日野町	要介護1以上	2等級以上	Aのみ	2等級以上	○			
江府町	要介護3以上	2等級以上	Bを含む	2等級以上	○	○		80歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難できない者 75歳以上独居で自力避難できない者

○避難支援等関係者 R7.4.1

地域防災計画に定めている避難支援等関係者（平時からの名簿情報提供先）										
市町村名	消防署等	消防団	県警	保健所	自主防災組織	社会福祉協議会	自治会	福祉専門職	特別支援学校	民生委員
鳥取市	○		○		○	○	○			○
米子市										
倉吉市					○	○	○			○
境港市	○		○		○	○	○			○
岩美町	○	○	○		○	○	○	○		○
若桜町	○	○	○		○	○	○			○
智頭町	○	○	○		○	○				○
八頭町	○	○	○		○	○	○			○
三朝町	○	○	○		○	○	○			○
湯梨浜町		○			○	○	○			○
琴浦町	○	○	○		○	○	○			○
北栄町										
日吉津村	○		○		○	○				○
大山町	○		○		○	○	○			○
南部町	○	○	○			○	○	○		○
伯耆町							○			○
日南町	○	○	○		○	○	○	○		○
日野町	○	○	○		○	○	○			○
江府町		○	○		○	○		○		○

3 県内の取組状況

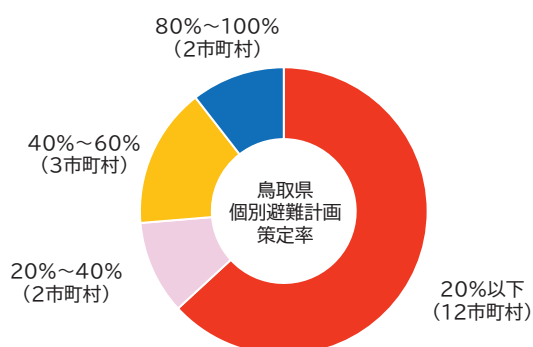
○R6.4.1時点の作成状況



	避難行動要 援者名簿対象 者数(人)	策定済数	作成率
鳥取市	4,754	4,304	90.5%
米子市	2,898	150	5.2%
倉吉市	5,379	2,451	45.6%
境港市	622	622	100.0%
岩美町	3,127	436	13.9%
若桜町	1,433	20	1.4%
智頭町	84	38	45.2%
八頭町	1,042	13	1.2%
三朝町	1,489	6	0.4%
湯梨浜町	393	387	98.5%
琴浦町	3,034	45	1.5%
北栄町	535	69	12.9%
日吉津村	294	15	5.1%
大山町	3,642	264	7.2%
南部町	357	10	2.8%
伯耆町	285	285	100.0%
日南町	305	61	20.0%
日野町	453	51	11.3%
江府町	261	20	7.7%
合計	30,387	9,247	30.4%

3 県内の取組状況

○R7.4.1時点の作成状況(暫定版)



	避難行動要 援者名簿対象 者数(人)	策定済数	作成率
鳥取市	8,253	3,797	46.0%
米子市	2,995	295	9.8%
倉吉市	5,098	2,793	54.8%
境港市	558	558	100.0%
岩美町	3,150	617	19.6%
若桜町	1,384	20	1.4%
智頭町	72	30	41.7%
八頭町	234	23	9.8%
三朝町	1,489	6	0.4%
湯梨浜町	393	10	2.5%
琴浦町	2,806	50	1.8%
北栄町	500	61	12.2%
日吉津村	49	0	0.0%
大山町	1,317	296	22.5%
南部町	357	10	2.8%
伯耆町	285	285	100.0%
日南町	265	87	32.8%
日野町	280	51	18.2%
江府町	146	12	8.2%
合計	29,631	9,001	30.4%

○災害対策基本法 関係規定（抜粋） 避難行動要支援者名簿の作成

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

○災害対策基本法 関係規定（抜粋） 名簿情報の提供・秘密保持義務

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

○災害対策基本法 関係規定（抜粋） 個別避難計画の作成

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

○災害対策基本法 関係規定（抜粋） 個別避難計画情報の提供・秘密保持義務

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくは、その職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ご清聴ありがとうございました。

